

議案第 63 号

三朝町一般職の任期付職員の採用に関する条例の設定について

次のとおり三朝町一般職の任期付職員の採用に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 17 年 4 月 28 日

三朝町長 吉田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町一般職の任期付職員の採用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知

識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識  
経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られ  
る場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場  
合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。